

議案第1号

東京都の要請に伴う区立施設等の休館等について

令和3年1月6日

提出者 千代田区教育委員会
教育長職務代理者
一部事務委任者 清水 章

一都三県緊急事態行動に係る東京都の要請に伴い、区立施設等は次のとおり休館等する。

1 対象期間

一都三県緊急事態行動の対象期間である令和3年1月8日から同月31日までとする。なお、今後予定されている緊急事態宣言の解除日が令和3年2月1日以後となる場合、本対象期間は、同年1月8日から当該宣言が解除される日までとする。

2 休館等する施設等

- (1) 軽井沢少年自然の家（メレーズ軽井沢）は、休館する。
- (2) 児童館等で実施しているもののうち次に掲げるものは、休止する。
 - ア 児童館の乳幼児プログラムやクラブ活動、講座、講習会等
 - イ 児童館施設の目的外利用
- (3) くだんしたこどもひろばのミニバスエリアは、閉鎖する。

議案第2号

千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会会議規則（昭和31年千代田区教育委員会規則第5号）を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（現行に同じ）</p> <p>第3条の2 <u>委員（教育長が不在の間における教育長職務代理者を含む。）は、音声及び映像の送受信により相互の状態を即時に認識しながら通話をすることができる方法によって、委員会の会議に出席することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による出席（以下「オンライン出席」という。）ができる条件は、次のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p><u>（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項の規定に基づく協力要請その他これに準ずる法令等に基づく要請、依頼等があった場合</u></p> <p><u>（2） 交通機関の途絶等により会議の場所までの交通手段が確保できない場合</u></p> <p><u>（3） 前2号に定めるもののほか、教育長が必要と認める場合</u></p> <p>第4条・第5条（現行に同じ）</p> <p>第2章 教育長職務代理者の指名</p> <p>第6条・第7条（現行に同じ）</p> <p>第3章 議事日程</p> <p>第8条～第10条（現行に同じ）</p> <p>第4章 会議</p> <p>第11条・第12条（現行に同じ）</p> <p>第12条の2 <u>通信環境の不具合等によりオンライン出席をした委員と音声及び映像による相互の通話が困難の場合は、当該委員は欠席として議事を進める。この場合において、法第14条第3項の定足数を満たさなくなるときは、会議は不成立とする。</u></p> <p>2 <u>教育長が不在の間における教育長職務代理者がオンライン出席をした場合において、当該教育長職務代理者と音声及び映像による相互の通話が困難となったときは、会議は不成立とする。</u></p> <p>3 前2項の規定により会議が不成立となっ</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>第2章 教育長職務代理者の指名</p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>第3章 議事日程</p> <p>第8条～第10条（略）</p> <p>第4章 会議</p> <p>第11条・第12条（略）</p>

<p>た場合において、相互の通話が困難となるまでの会議は有効に成立したものとし、議事日程に記載する事件につき終結しなかったものについては、教育長は改めて日程を定めて招集し会議に付すものとする。</p>	
<p>第12条の3 会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p>	<p>第12条の2 会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p>
<p>2 前項ただし書きの教育長又は委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決めなければならない。</p>	<p>2 前項ただし書きの教育長又は委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決めなければならない。</p>
<p>第13条 (現行に同じ)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>第14条 教育長は必要に応じて関係職員を出席させることができる。</p>	<p>第14条 教育長は必要に応じて関係職員を出席させることができる。</p>
<p>2 第3条の2の規定は、前項の規定により関係職員を出席させる場合に準用する。</p>	
<p>第15条～第17条 (現行に同じ)</p>	<p>第15条～第17条 (略)</p>
<p>第5章 発言及採決</p>	<p>第5章 発言及採決</p>
<p>第18条～第20条 (現行に同じ)</p>	<p>第18条～第20条 (略)</p>
<p>第21条 教育長は採決しようとするときは議題を宣告しなければならない。</p>	<p>第21条 教育長は採決しようとするときは議題を宣告しなければならない。</p>
<p>第22条 前条の場合、<u>出席(オンライン出席を含む。)</u>した委員は表決に加わらなければならない。</p>	<p>第22条 前条の場合、<u>議場に現存する委員</u>は表決に加わらなければならない。</p>
<p>第23条～第26条 (現行に同じ)</p>	<p>第23条～第26条 (略)</p>
<p>第6章 請願</p>	<p>第6章 請願</p>
<p>第26条の2～第26条の5 (現行に同じ)</p>	<p>第26条の2～第26条の5 (略)</p>
<p>第7章 会議録</p>	<p>第7章 会議録</p>
<p>第27条 (現行に同じ)</p>	<p>第27条 (略)</p>
<p>第28条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>第28条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>(1) 開会、閉会に関する事項 (2) 出席委員の氏名 (3) 教育長及び出席した職員の氏名</p>	<p>(1) 開会、閉会に関する事項 (2) 出席委員の氏名 (3) 教育長及び<u>議場</u>に出席した職員の氏名</p>
<p>(4) 教育長の報告の要旨 (5) 議題及び議事の要旨 (6) 日程以外の議決事項 (7) その他、教育長が会議において必要と認めた事項</p>	<p>(4) 教育長の報告の要旨 (5) 議題及び議事の要旨 (6) 日程以外の議決事項 (7) その他、教育長が会議において必要と認めた事項</p>
<p>2 秘密会の会議録は、前項に準じて別に作成しなければならない。</p>	<p>2 秘密会の会議録は、前項に準じて別に作成しなければならない。</p>
<p>第29条 (現行に同じ)</p>	<p>第29条 (略)</p>
<p>第8章 傍聴</p>	<p>第8章 傍聴</p>
<p>第30条 (現行に同じ)</p>	<p>第30条 (略)</p>

<p>第9章 紀律</p> <p>第31条 (現行に同じ)</p> <p>第10章 補則</p> <p>第32条 (現行に同じ)</p>	<p>第9章 紀律</p> <p>第31条 (略)</p> <p>第10章 補則</p> <p>第32条 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。